

官報

省令

船舶法施行細則の一部改正
郵政官署ニ於ケル各庁歳入金及歳出金取扱規則の一部改正

告示

連合国財産の譲渡命令
連合国財産管理人解任
連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に對して通知した事項

無線局免許
無線局承認
日本国籍離脱者
外國為替業務を営む營業所の新設及び廃止の許可及び届出の受理
學校法人関西大学からの寄附金募集に関する届出承認
旭信用組合増資附平和定期貯金の細目等
那賀信用組合第一回平和定期貯金の細目等
門司市信用金庫第六回ほから定期預金の細目等
昭和二十六年使用教科書の定價指定
理容師養成施設等指定
保母養成施設指定
社会福祉事業法による養成機関指定
森林法並びに森林法施行法に基く森林基本計画
運輸審議會の決定(通運事業經營免許について)
同右(尾道鉄道株式会社旅客運賃改訂について)
航空郵便開始を記念して特殊通信日附印を使用する件
官庁事項
専売公社職員昭和二十六年七月以降の給与改訂に関する紛争の裁定公表

省令

運輸省令第九十四号

船舶法施行細則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和二十六年十月二十六日
運輸大臣 山崎 猛

船舶法施行細則の一部を改正する省令
船舶法施行細則(明治三十二年通信省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項を次のように改める。
總屯數約五百屯以上ノ船舶ニ付テハ管海官庁ハ前項ノ書面ノ外尙船舶体中心線縱截面図及各甲板平面圖其他必要ナル図面ヲ差出サシムルコトヲ得

第八條ノ二を削り、第八條ノ三を第八條ノ二とする。
第十三條第二項を削る。
第四十一條第二項を次のように改める。

船舶国籍證書又ハ仮船舶国籍證書ノ滅失シタルトキ若クハ之ヲ返還スベキ場合ニ於テ返還セザルトキ又ハ船舶法第五條ノ二第四項ノ規定ニ依リ船舶国籍證書ガ其効力ヲ失ヒタルトキハ其無効ナルコトヲ官報ニ告示ス
附則
この省令は、公布の日から施行する。

郵政省令第二十一号

郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡の事務に関する政令(昭和二十四年政令第七十四号)第二條の規定に基き、郵政官署ニ於ケル各庁歳入金及歳出金取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和二十六年十月二十六日
郵政大臣 佐藤 栄作

郵政官署ニ於ケル各庁歳入金及歳出金取扱規則(大正四年通信省令第八号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項中「国庫金送金通知書」の下に「又ハ市町村民税月額納入通知書(以下送金通知書ト總稱ス)」を加え、同條第二項中「国庫送金案内書」を「国庫金送金案内書又ハ市町村民税送金案内書(以下送金案内書ト總稱ス)」に改める。

第八條第一項、第九條第一項及び第十條中「国庫金送金通知書」を「送金通知書」に改める。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

告示

總理府告示第三百六十一号

連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、財団法人国際学友会(東京都澁谷区原町一番地)に對し、その所有する左に掲げる財産を昭和二十六年十一月三日、アメリカン・スクール・イン・ジャパン財団法人(東京都目黒区上目黒二丁目千九百八十五番地)に譲渡することを命じた。
昭和二十六年十月二十六日
内閣總理大臣 吉田 茂

毎日文庫

第三編 郵便物認可

一項の規定により電気通信大臣に對し左に掲げる事項を通知した。
昭和二十六年十月二十六日
内閣總理大臣 吉田 茂

一 返還請求権者の氏名及び住所
東京都澁谷区松濤町七十番地 アール・エム・アンドリュウズ
二 政府所有の電話施設として提供されるべき電話設備の設置場所
東京都澁谷区松濤町十九番地及び同所七十番地
三 返還期日
昭和二十六年十一月十日
四 政府所有の電話施設として提供されるべき電話機
(一)電話機の數 二口
(二)増設電話機の種類及び數 乙種増設電話機二箇
五 返還要求に係る電話加入権の現在における状態
電話番号 加入者の氏名 備考
アール・エム・アンドリュウズ 澁谷電九七番 廠管理入三井 話局預け
澁谷一五 同 右 同 右
五九番 同 右 同 右

六 その他参考となる事項
アール・エム・アンドリュウズの連合国財産管理人東京信託銀行株式会社(旧三井信託株式会社)を昭和二十六年十月二十六日附をもつて解任した。

總理府告示第三百六十二号

連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第一号の規定により、左に掲げる財産に関する連合国財産管理人東京信託銀行株式会社(東京都中央区日本橋室町二丁目一番地の一)を解任した。
昭和二十六年十月二十六日
内閣總理大臣 吉田 茂

一 アール・エム・アンドリュウズ(東京都澁谷区松濤町七十番地)の所有に属する財産
種 類 數量
電話加入権(澁谷一五九七番 二口)
及澁谷一五五九番)
二 口

總理府告示第三百六十三号
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十五條第一項の規定により、財団法人国際学友会(東京都澁谷区原町一番地)に對し、その所有する左に掲げる財産を昭和二十六年十一月三日、アメリカン・スクール・イン・ジャパン財団法人(東京都目黒区上目黒二丁目千九百八十五番地)に譲渡することを命じた。
昭和二十六年十月二十六日
内閣總理大臣 吉田 茂

一 土地 五千一坪九上目黒二丁目千九百八十五番地の一
(宅地) 合四口
二 建物 十棟總坪千六百七十七坪六分三釐一才
合三口一才

543 昭和26年10月26日 金曜日

官 報

第7441号

八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全国一円

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J P S I 25 (注) AA 一、九七五kHz
四二〇〇kHz 水晶発振 四〇W

十 空中線の型式及び構成 逆L型、単線

十一 運用許容時間 応急の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二 運用許容時間 他 (注)の周波数の使用は、畫間に限る。

●電波監理委員会告示第千八百七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十月二十六日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月十三日 第九五〇九号

二 免許人の名称 国家公安委員会

三 無線局の種別 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の各基地局及び各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 免許の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全国一円

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J P U 23 (注) AA 一、九九〇kHz
四二〇〇kHz 水晶発振 一五W

十 空中線の型式及び構成 逆L型、単線

十一 運用許容時間 応急の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二 運用許容時間 他 (注)の周波数の使用は、畫間に限る。

●電波監理委員会告示第千八百八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十月二十六日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月十三日 第七〇三四号

二 免許人の名称 国家公安委員会

三 無線局の種別 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の各基地局及び各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全国一円

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J Q V I 24 (注) AA 二、一五五kHz
四二〇〇kHz 水晶発振 一五W

十 空中線の型式及び構成 逆L型、単線

十一 運用許容時間 応急の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二 運用許容時間 他 (注)の周波数の使用は、畫間に限る。

●電波監理委員会告示第千八百九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十月二十六日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年八月三十一日 第五一六四号

二 免許人の名称 竹芳水産株式会社

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 深浦漁業用海岸局、漁船の船舶局

六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和三十一年八月三十一日

八 設置場所 第十七松島丸(主たる停泊港 日七)

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
A 三 四四〇kHz
四四五〇kHz
四五〇kHz
七八五kHz 水晶発振 終段隔極変調 三〇W

十 空中線の型式及び構成 逆L型

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千八百十号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十月二十六日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一五一八号

二 免許人の名称 飯野海運株式会社

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、免許人所属船舶局

六 通信事項 船舶の航行及び物資の輸送に関する事項

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 新和丸(主たる停泊港 東京)

九 呼出符号 JAQ I

昭和26年10月26日 金曜日

官 報

第7441号 542

●電波監理委員会告示第千八百二号
電波法第十五條の規定に基く、無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十六日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年九月一日 第一〇〇八の二号

二 免許人の名称 株式会社 時事通信社

三 無線局の種別 実用化試験局(固定局)

四 無線局の目的 新聞通信事業に使用する固定業務の実用化試験を行う。

五 通信の相手方 免許人所属の受信設備

六 通信事項 1. ニュース
2. 実用化試験に必要な事項

七 免許の有効期限 昭和二十七年八月三十一日

八 設置場所 東京都千代田区日比谷公園二番地 東経一三九度四五分
北緯三五度四〇分

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J J 2 B C F 四 一八九・八五kHz 水晶発振 ベクトル合成 五〇W

十 空中線の型式及び構成 垂直ダブル折返し又は水平ターンススタイル

十一 運用許容時間 常時

十二 運用許容時間 他 周波数帯幅の許容値は、四〇kHzとする。

●電波監理委員会告示第千八百三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十月二十六日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月十一日 第一一三〇号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種別 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の神奈川県内の各基地局及び神奈川県本部第三号陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 神奈川県内及びその周辺

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
かながわごころ F 三 四一・九九kHz 水晶発振 リアクトランス管位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 ホイツン

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千八百四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十月二十六日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月十一日 第一一三二号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種別 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の神奈川県内の各基地局及び神奈川県本部第三号陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 神奈川県内及びその周辺

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
かながわごころ F 三 四一・九九kHz 水晶発振 リアクトランス管位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 ホイツン

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千八百五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十月二十六日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月十一日 第一一三三号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種別 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の神奈川県内の各基地局及び各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 神奈川県内及びその周辺

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
かながわごころ F 三 四一・九九kHz 水晶発振 リアクトランス管位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 ホイツン

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千八百六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十月二十六日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月十三日 第九五〇七号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種別 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の各基地局及び各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

昭和 26 年 10 月 26 日 金曜日 官 報 第 7441 号 548

Table listing book titles, authors, publishers, and prices. Includes titles like '205 少年の心', '144 もじのいろ', '238 小学書き方', '386 小学書き方', '448 小学書き方', '689 小学書き方', '1012 よいこのかいたく', '110 一ねんりのりか', '307 三年のりか', '307 三年のりか', '112 一ねんりのりか', '209 二年生のりか', '309 三年生のりか', '117 りかのほん', '214 りかのほん', '418 新しい理科', '419 新しい理科', '513 新しい理科', '514 新しい理科', '612 新しい理科', '613 新しい理科', '614 新しい理科', '615 新しい理科', '521 生物のようにつくりか', '522 生物のようにつくりか', '525 わたたくしのかい', '605 小学生の科学', '506 あたらしいしんかい', '505 新しい社会科', '605 三年生の社会科', '310 のりものはたらし', '511 協力する社会', '312 わたくしたちの村と町', '509 明かるい生活'.

第 7441 号 官 報 昭和 26 年 10 月 26 日 金曜日 549

Table listing book titles, authors, publishers, and prices. Includes titles like '811 私たちの数学', '710 中学数学', '817 中学数学', '913 新しい数学', '807 新しい数学', '905 中学生の数学', '716 中学生の数学', '909 中学新数学', '718 中学新数学', '815 中学新数学', '911 私たちの数学', '803 私たちの数学', '907 私たちの数学', '702 中等国語', '801 中等国語', '802 中等国語', '901 中等国語', '902 中等国語', '717 国語の教室', '822 国語の教室', '920 国語', '708 国語', '809 国語', '810 国語', '911 国語', '912 国語', '713 新しい国語', '922 新しい国語', '805 新しい国語', '719 国語生活', '828 国語生活', '929 国語生活', '731 国語生活', '924 国語生活', '734 国語生活', '826 国語生活', '928 国語生活', '715 国語生活', '807 国語生活', '905 国語生活', '738 国語生活', '935 国語生活', '723 国語生活'.

●厚生省告示第百二十八号

昭和二十六年十月一日の健康保険組合の設立を認可した。昭和二十六年十月二十六日。厚生大臣 橋本 龍伍

- 組合の名称 山一証券健康保険組合
事務所の所在地 東京都中央区日本橋兜町一之三
組合の設立されている事業所の名称及び所在地 山一証券株式会社
本社 東京都中央区
支店 京都府京都市
新宮支店 新宮市
淡草支店 淡草町
横濱支店 横濱市

●厚生省告示第百二十九号

理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号第一條及び第三條に規定する理容師養成施設及び美容師養成施設として昭和二十六年十月十六日次のおり指定した。昭和二十六年十月二十六日。厚生大臣 橋本 龍伍

- 名 称 区分 夜間部 所 在 地
宮城県立ろくろ、学校高等部理容科 理容 夜間部 仙台市長町字鷹又の二
北海道中央高等美容学校 理容 夜間部 旭川市四條通十一丁目左八号
宮崎県立ろくろ、学校高等部理容科 理容 夜間部 旭川市四條通十一丁目左八号
旭美容専門学校別科理容科 理容 夜間部 旭川市四條通十一丁目左八号
旭美容専門学校別科理容科 理容 夜間部 旭川市四條通十一丁目左八号

●厚生省告示第百三十号

西日本重工長崎造船健康保険組合は、昭和二十六年十月十六日の場前における従たる事務所を廃止した。昭和二十六年十月二十六日。厚生大臣 橋本 龍伍

- 長崎県長崎市大橋町二〇〇
●厚生省告示第百三十一号
児童福祉法(昭和二十三年政令第七十四号)第十三條第一項第一号に規定する保育養成施設として次のものを指定した。昭和二十六年十月二十六日
純心女子短期大学 長崎市野町一七
保育科

553 昭和26年10月26日 金曜日 官報 第7441号

昭和26年10月26日 金曜日 官報 第7441号 552

石川A基本計画区	富山A基本計画区	新潟A基本計画区	新潟県
IV	V	V	ラビ
V	VI	VI	スガ
VI	VII	VI	ワ
VII	VIII	VII	サ
VIII	IX	VIII	ワ
IX	X	IX	サ
X	XI	X	ワ
XI	XII	XI	サ
XII		XII	ワ

長野A基本計画区	山梨A基本計画区	福井A基本計画区	福井県
VI	V	III	ラビ
VII	VI	IV	スガ
VIII	V	V	ワ
IX	IV	VI	サ
X	III	VII	ワ
XI	II	VIII	サ
XII	I	IX	ワ
		X	サ
		XI	ワ
		XII	サ

群馬A基本計画区	栃木A基本計画区	茨城A基本計画区	茨城県
IV	IV	IV	ラビ
V	V	V	スガ
VI	VI	VI	ワ
VII	VII	VII	サ
VIII	VIII	VIII	ワ
IX	IX	IX	サ
X	X	X	ワ
XI	XI	XI	サ
XII	XII	XII	ワ

神奈川A基本計画区	東京A基本計画区	千葉A基本計画区	埼玉県
V	V	V	ラビ
VI	VI	VI	スガ
VII	VII	VII	ワ
VIII	VIII	VIII	サ
IX	IX	IX	ワ
X	X	X	サ
XI	XI	XI	ワ
XII	XII	XII	サ
			ワ

555 昭和26年10月26日 金曜日 官報 第7441号

和歌山A基本計画区 DCB	奈良A基本計画区 FEDCB	兵庫A基本計画区 HGFEDCB	大阪A基本計画区 EDCB
ラビサワ及 VI	ラビサワ及 VI	ラビサワ及 IV	ラビサワ及 V
ヒノキ VI	ヒノキ VI	ヒノキ IV	ヒノキ VI
マツ(ク) IV	マツ(ク) IV	マツ(ク) IV	マツ(ク) IV
ツアカマ VI	ツアカマ VI	ツアカマ VII	ツアカマ VI
その他 VI	その他 VI	その他 VII	その他 VI
クヌギ II	クヌギ VII	クヌギ II	クヌギ II
クス VI	クス II	クス VII	クス IV
キリ VII	キリ IX	キリ VII	キリ VII
種 III	種 II	種 II	種 II
種 IV	種 IV	種 IV	種 IV

昭和26年10月26日 金曜日 官報 第7441号 554

愛知A基本計画区 HGFEDCB	静岡A基本計画区 KJIHGFEDCB	岐阜A基本計画区 EDCB	岐阜A基本計画区 EDCB
ラビサワ及 VII	ラビサワ及 VII	ラビサワ及 VI	ラビサワ及 VI
ヒノキ VII	ヒノキ VII	ヒノキ VI	ヒノキ VI
マツ(ク) V	マツ(ク) V	マツ(ク) V	マツ(ク) V
ツアカマ VII	ツアカマ VII	ツアカマ VI	ツアカマ VI
その他 V	その他 VII	その他 VI	その他 VI
クヌギ VII	クヌギ II	クヌギ VII	クヌギ VII
クス V	クス VI	クス II	クス VII
キリ IV	キリ VII	キリ IX	キリ IX
種 II	種 II	種 II	種 II
種 IV	種 IV	種 IV	種 IV

京都府 GFEDCB	滋賀A基本計画区 HGFEDCB	三重A基本計画区 J I H G F E D C B	三重A基本計画区 J I H G F E D C B
ラビサワ及 VI	ラビサワ及 VI	ラビサワ及 IV	ラビサワ及 IV
ヒノキ VII	ヒノキ VII	ヒノキ V	ヒノキ V
マツ(ク) IV	マツ(ク) IV	マツ(ク) III	マツ(ク) III
ツアカマ VI	ツアカマ VI	ツアカマ V	ツアカマ V
その他 VII	その他 VII	その他 VI	その他 VI
クヌギ II	クヌギ VII	クヌギ II	クヌギ II
クス VI	クス II	クス VI	クス VI
キリ III	キリ IV	キリ VII	キリ VII
種 III	種 III	種 III	種 III
種 IV	種 IV	種 IV	種 IV

557 昭和26年10月26日 金曜日 官報

第7441号

昭和26年10月26日 金曜日 官報

第7441号 556

熊本A基本計画区 MLKJIHGFEDCB	熊本県	長崎A基本計画区 FEDCB	長崎県	佐賀A基本計画区 FED	佐賀県
ラビサワ IV V VI	ラビサワ	ラビサワ IV V	ラビサワ	ラビサワ IV V	ラビサワ
ヒノキ V VI VII	ヒノキ	ヒノキ IV V	ヒノキ	ヒノキ IV V	ヒノキ
マツ(ク)アカマツ IV V	マツ(ク)アカマツ	マツ(ク)アカマツ II IV	マツ(ク)アカマツ	マツ(ク)アカマツ III IV	マツ(ク)アカマツ
その他の針葉樹 VI VII VIII	その他の針葉樹	その他の針葉樹 VI VII	その他の針葉樹	その他の針葉樹 VI VII	その他の針葉樹
クスギ II	クスギ	クスギ II	クスギ	クスギ II	クスギ
クス VII VIII	クス	クス VI VII	クス	クス VI VII	クス
広生に天然林の残存する樹は VI VII VIII	広生に天然林の残存する樹は	広生に天然林の残存する樹は VI VII VIII	広生に天然林の残存する樹は	広生に天然林の残存する樹は VI VII VIII	広生に天然林の残存する樹は
主として芽生えて III	主として芽生えて	主として芽生えて III	主として芽生えて	主として芽生えて III	主として芽生えて

鹿兒島A基本計画区 KJIHGFEDCB	鹿兒島県	宮崎A基本計画区 KJIHGFEDCB	宮崎県	大分A基本計画区 KJIHGFEDCB	大分県
ラビサワ IV V	ラビサワ	ラビサワ IV V	ラビサワ	ラビサワ V VI	ラビサワ
ヒノキ V VI	ヒノキ	ヒノキ V VI	ヒノキ	ヒノキ V VI	ヒノキ
マツ(ク)アカマツ IV V	マツ(ク)アカマツ	マツ(ク)アカマツ IV V	マツ(ク)アカマツ	マツ(ク)アカマツ IV V	マツ(ク)アカマツ
その他の針葉樹 VI VII VIII	その他の針葉樹	その他の針葉樹 VI VII	その他の針葉樹	その他の針葉樹 VI VII	その他の針葉樹
クスギ II	クスギ	クスギ II	クスギ	クスギ II	クスギ
クス VI VII	クス	クス VI VII	クス	クス VI VII	クス
広生に天然林の残存する樹は VI VII VIII	広生に天然林の残存する樹は	広生に天然林の残存する樹は VI VII VIII	広生に天然林の残存する樹は	広生に天然林の残存する樹は VI VII VIII	広生に天然林の残存する樹は
主として芽生えて III	主として芽生えて	主として芽生えて III	主として芽生えて	主として芽生えて III	主として芽生えて

山口A基本計画区 FEDCB	山口県	徳島A基本計画区 KJIHGFEDCB	徳島県	香川A基本計画区 FEDCB	香川県
ラビサワ IV V	ラビサワ	ラビサワ IV VII	ラビサワ	ラビサワ IV VII	ラビサワ
ヒノキ V VI	ヒノキ	ヒノキ IV VIII	ヒノキ	ヒノキ IV VIII	ヒノキ
マツ(ク)アカマツ IV V	マツ(ク)アカマツ	マツ(ク)アカマツ IV VI	マツ(ク)アカマツ	マツ(ク)アカマツ IV VI	マツ(ク)アカマツ
その他の針葉樹 VI VII	その他の針葉樹	その他の針葉樹 VI VII	その他の針葉樹	その他の針葉樹 VII VIII	その他の針葉樹
クスギ II	クスギ	クスギ II	クスギ	クスギ II	クスギ
クス VI VII	クス	クス VI VII	クス	クス VI VII	クス
広生に天然林の残存する樹は VI VII VIII	広生に天然林の残存する樹は	広生に天然林の残存する樹は VI VII VIII	広生に天然林の残存する樹は	広生に天然林の残存する樹は VII VIII	広生に天然林の残存する樹は
主として芽生えて III	主として芽生えて	主として芽生えて III	主として芽生えて	主として芽生えて III	主として芽生えて

福岡A基本計画区 B	福岡県	高知A基本計画区 J I H G F E D C B	高知県	愛媛A基本計画区 F E D C B	愛媛県
ラビサワ IV V	ラビサワ	ラビサワ IV VII	ラビサワ	ラビサワ IV VII	ラビサワ
ヒノキ V VI	ヒノキ	ヒノキ IV VIII	ヒノキ	ヒノキ IV VIII	ヒノキ
マツ(ク)アカマツ IV V	マツ(ク)アカマツ	マツ(ク)アカマツ IV VI	マツ(ク)アカマツ	マツ(ク)アカマツ IV VI	マツ(ク)アカマツ
その他の針葉樹 VI VII	その他の針葉樹	その他の針葉樹 VII VIII	その他の針葉樹	その他の針葉樹 VII VIII	その他の針葉樹
クスギ II	クスギ	クスギ II	クスギ	クスギ II	クスギ
クス VI VII	クス	クス VI VII	クス	クス VI VII	クス
広生に天然林の残存する樹は VI VII VIII	広生に天然林の残存する樹は	広生に天然林の残存する樹は VI VII VIII	広生に天然林の残存する樹は	広生に天然林の残存する樹は VI VII VIII	広生に天然林の残存する樹は
主として芽生えて III	主として芽生えて	主として芽生えて III	主として芽生えて	主として芽生えて III	主として芽生えて

の割合は少くとも九倍程度にすべきである。(現在は約七倍)

(1) 組合の主張
本年四月以降六月までの赤字補給金として、現行基準賃金の一箇月分を要求する。

(2) 会社の主張
五月三十一日の協定からして、要求には応じられないし、改訂の時期は、家計費及び賃金の動向ならびに人事院勧告案等から見て八月を適当とする。

その後各方面の専門家の意見も聴取し、一八回の会議を重ね、慎重審議の結果、次のとおり協定を訂結することとなつた。

決定

一、東京千代田区内幸町一ノ二 日本専売公社
右代表者 總裁 秋山孝之輔
東京都品川区大井町五五五 専売労働組合
右代表者 中平 剛
中央執行委員長
三、本委員会は、右当事者間の「専売公社協定」を、八月以降の協定として、右の協定を修正するものとする。

二、現行二級一号俸は、四、四〇〇円とする。

三、協定は賃金改訂手続完了までの三か月に及ぶ間、速かに適切な暫定措置をとるものとする。

理由

一、公社協定の本年度基準賃金(本俸、扶養手当、勤務地手当)については、経過のうちに記されているとおぼしく、前回の協定によつて両当事者は拘束されたのであるが、その後労働協約の規定に従い、双方共「協定の基礎となつた諸事情に著しい変化があつた」と認め、これを改訂することとなつたけれども、団体交渉の結果金額等において不調に至り、今回の協定に至つたのである。

二、前回の協定の数字は、その基礎となつた諸事情の変化の程度に応じて修正されなければならぬと同時に、こうした修正によつて前記協定の趣旨は満足されるべきものと認められる。これは公共企業体労働協約の精神と労働協約の本質などからみても、妥当なところであつて、組合要求の諸論点のうち、この部分以外にわたるものは、これを採用し難い。

三、公社においては、賃金を交渉する場合には、労使共に、そのときまでに判明していた労働関係諸指標を使用することを慣例として来た。従来、調整、仲裁はこの慣例に基づいて処理され、現行賃金の基礎である本年三月の決定も、この例にない、昨年九月、十一月の資料によつたのである。

四、赤字補給金の要求は認められないが、その後の協議の上若しくはその実施に当り両当事者の意見が一致しないときは、本委員会の指示によつて決める。

公共企業体仲裁委員会
委員長 今井 一男
委員 三輪 壽雄
委員 今泉 秀夫

また、現行賃金は、毎月勤務統計調査の製造工業を中心として算定されたものであるのみならず、今回の協定に当つても、両当事者の主張はこの資料に重きを置いているのであるから、この変化の程度を基礎として協定を行うこととした。

三、製造工業の賃金を、その昨年九月以降の足りによつて今後の上昇傾向を推定する。その直線的傾向を著し、これが専門家の一致した意見でもあるので、最小自乗法一次式によつて傾向値を算出することとした。そしてこの場合基礎となるのは、毎月決つて支給する額であるが、この数字は、二月の大小や統計上の約束などの関係から、月によつては偏差を生ずる嫌があるから、将来の傾向値を算出しようとする場合には、これを移動平均によつて一応調整した上で算出する方が誤差を少なくする所以と考へられるので、この方法を採用した。

そこで右の方法により昨年九月から本年八月までの実績をあげて算出すると、昨年九月、十月、十一月から、本年十一月、十二月までの間(本年八月から明年三月までの中心)に

は、二二・二%の上昇が推計される。なお念のため二次式によるものも算出されたが、その上昇率は二三・八%であつて、その開きは無視して差支えない程度であり、直線的傾向が著しいと認められる結果となつた。

四、前回の協定に當つては、その当時(昭和二十五年七月)の臨時給與の額とにらみ合せから、新たに設けられた年末手当については、その月別額を基準賃金から差し引く建前で行つたのであるが、その後期鮮動乱に伴い、いわゆる特需景気の影響を受けて、臨時給與の額は大幅に増大し、昨年十二月以降本年八月までの実績は、前年同期の約二倍半となり、月平均一、三〇〇円を超えるに至つた。このうちには一部バック・ペイも含まれるが、その大部分は純粹の臨時給與と認められる。この事實は、両当事者の労働協約にかかる「協定の基礎となつた諸事情に著しい変化があつた場合」に相当するわけであるから、昨年九月、十一月の資料に基いて決定された前回の協定の基準賃金に、年末手当の月別額を加算した上で、前項の上昇率を乗ずることを妥協と認められた。

五、その他考慮すべき要素として、主食費、電力、ガス、水道等の料金が、交通費、通信費その他の値上げがある。しかしながら、そのうちの一部はまだ未決定であり、またこれが調整のための減額も木きまりとなつていない。そしてこれらの値上げが直接家計費に及ぼす影響は、ある程度具体的に推算できるが、それが一般労働者の昇給を通じて間接に家計費に及ぼす影響はほとんど推計不可能に近い。それにしても既にCPIは

八月において前月比六・六%の昇騰を記録して、その影響の容易でないことを示しており、また今回の値上げは絶対的必需品ばかりであるから、小額所得者の家計にはより大きな重圧となるばかりでなく、折角の減税による所得階級で特に扶養家族の多い者に対しては十分その効果が発揮し得ない恨みがある。そして公社員中にはこの階級に属する者が比較的多いことも見逃し得ない事實である。しかし一方これら家計費の増減がそのまま直ちに民間賃金の上に反映するかどうかについては疑問があり得るし、また八月までの賃金実数は、多少この要求が満たされていないといえるかも知れない。

これらの関係を勘案し、特に最近におけるCPIの足りに注目し、実質賃金確保の点をも考慮するとき、本年十一月、十二月までの民間賃金の前記推定上昇率に対し、なほ凡そ三%程度の余裕を見込むことを適当と認められた。そこで基準賃金は主文第一項のとおり一〇、四〇〇円に改訂すべきものと結論されたわけである。

なお組合は基準賃金の七月からの改訂を求めているのであるが、七月に入つてからの要求であり、団体交渉の開始されたのは同月十日でもあつたので、最近における労働慣行等にも鑑み、改訂は八月から実施するを妥協と認め、前記のように基準賃金を算出した。

またこの改訂された基準賃金の配分については、前例により、両当事者の団体交渉による細目協定を期待する。

六、基準賃金の配分は、両当事者の団体交渉によつて決められるのであるが、最低賃金については、両当事者が長引かせるが、その数字の協定の促進をはかるため、組合側要求第二項につき協定することとした。

組合側が最低賃金を要求する立場は、もつともあるが、その数字の根拠には不備がある。公社側は民間協定の実際から上下の開きの拡大を主張しているが、それは賃金の高さを賃金との関係等を考慮して初めて考慮されることである。CPIの本年八月分が、前回の協定の基礎となつた昨年九月、十月、十一月の平均に比して約二四%の差額を示しているとき、これに今後の諸物価の値上りの影響を織り込むならば、今回の改訂は、実質賃金としてほとんど改善されないに近いものとなることとが考慮される。よつて減額の関係を考慮した上、実質賃金確保と平均改訂率を目ざすとして最低賃金を改訂するのを協定と認め、主文第二項のよつて結成した。これには扶養手当及び勤務地手当を公社員の場合に異なるとして、両当事者の意向が一つの前提となつてゐる。

なお組合側の主張する二級一号は、依然として元々の意味があつて、最低賃金の基準としては適当と思はれない。むしろ作業員の新給である二級二号の方を採るべきものと考へられるが、この際は要求によつて協定した。

七、主文第一項及び第二項が、両当事者は団体交渉によつて賃金の配分を決定し得るものと認められ、またできる限りその円満且つ迅速な解決を期待するが、従来の例に倣つて、これが最終的決定までには相

また給與改善費として、今回の補正に計上される。既に六億七千万六百万円に計上されているのであるから、更に増加を要するものは約四億円であります。この程度の額は何ら専売資金に關係なく予備費から支拂い得られるであらうし、若し労使共に一層の努力を重ねるならば今後の増収その他によつてもこの程度の額は度々出され得るものであります。そしてこれは好転した公社の業績を維持するためには不可欠のことと考へます。

○最高裁判所
刑事補償決定要旨
刑事補償決定要旨
本誌 鹿兒島県始末郡日当山村嘉住居 同村妙見二八五番地 製材業 請求人 赤塚 茂吉

明治三十二年三月十五日生

右に対する詐欺被告事件について、当裁判所が昭和二十六年八月三日言渡し、無罪の判決は、当時確定した。よつて申立によつて合計七〇日間の拘留又は拘禁に對し金一萬四千百円の補償をする。

昭和二十六年十月十日
福岡高等裁判所管轄支部

公共企業体事項

- 日本国有鉄道
 - 日田線電報線延長2.3キロ
昭和二十六年十月五日、日田線電報線延長(約10号)の一部を次のように延長し、昭和二十六年十一月一日から施行する。
 - 昭和二十六年十月五日、長崎支店(五ヶ所)を、日田線電報線延長(約10号)の一部を次のように延長し、昭和二十六年十月六日施行する。

総理府公告

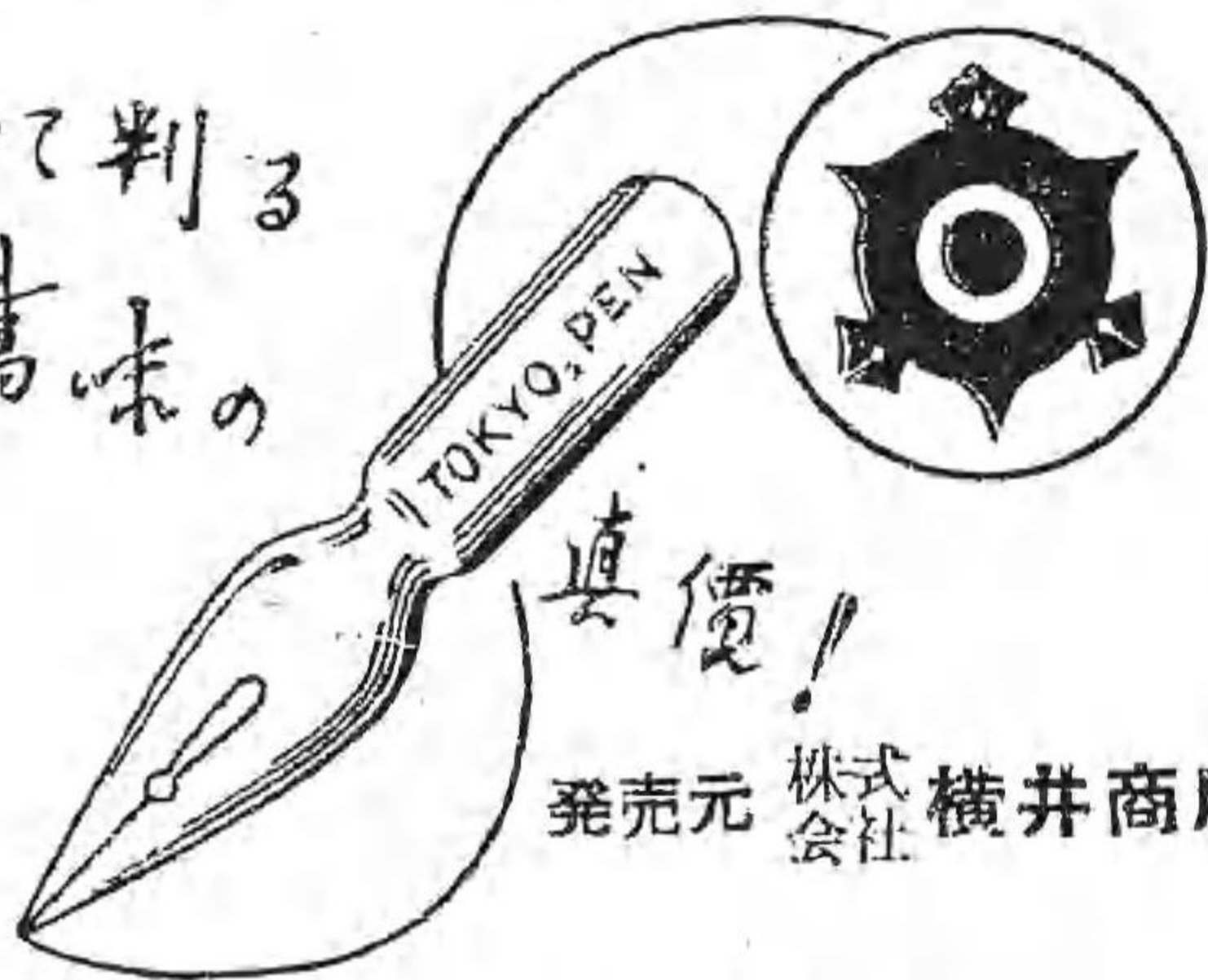
- 公益事業委員事務所局長公告(第二号)
公益事業委員事務所局長公告(第二号)
昭和二十六年十月二十六日
- 公益事業委員事務所局長公告(第二号)
公益事業委員事務所局長公告(第二号)
昭和二十六年十月二十六日

件名	事項の要旨	開始の日	終了の日
一、北海道電力株式会社に申請供給	久保内発電所と洞爺発電所の間に六万V送電線一回線を新設する。	昭和二十六年十月二十六日	昭和二十六年十一月九日
二、同	六万V送電線一回線を新設する。	昭和二十六年十月二十六日	昭和二十六年十一月九日
三、同	札幌支店管内千手第二変電所(自家用)の間に六万V送電線を新設する。	昭和二十六年十月二十六日	昭和二十六年十一月九日
四、同	札幌支店管内千手第二変電所(自家用)の間に六万V送電線を新設する。	昭和二十六年十月二十六日	昭和二十六年十一月九日
五、同	札幌支店管内千手第二変電所(自家用)の間に六万V送電線を新設する。	昭和二十六年十月二十六日	昭和二十六年十一月九日
六、同	札幌支店管内千手第二変電所(自家用)の間に六万V送電線を新設する。	昭和二十六年十月二十六日	昭和二十六年十一月九日
七、同	札幌支店管内千手第二変電所(自家用)の間に六万V送電線を新設する。	昭和二十六年十月二十六日	昭和二十六年十一月九日
八、同	札幌支店管内千手第二変電所(自家用)の間に六万V送電線を新設する。	昭和二十六年十月二十六日	昭和二十六年十一月九日
九、同	札幌支店管内千手第二変電所(自家用)の間に六万V送電線を新設する。	昭和二十六年十月二十六日	昭和二十六年十一月九日

傳統を誇る最高の品質

東京ペン

使って判る
書味の
真價!



発売元 株式会社 横井商店

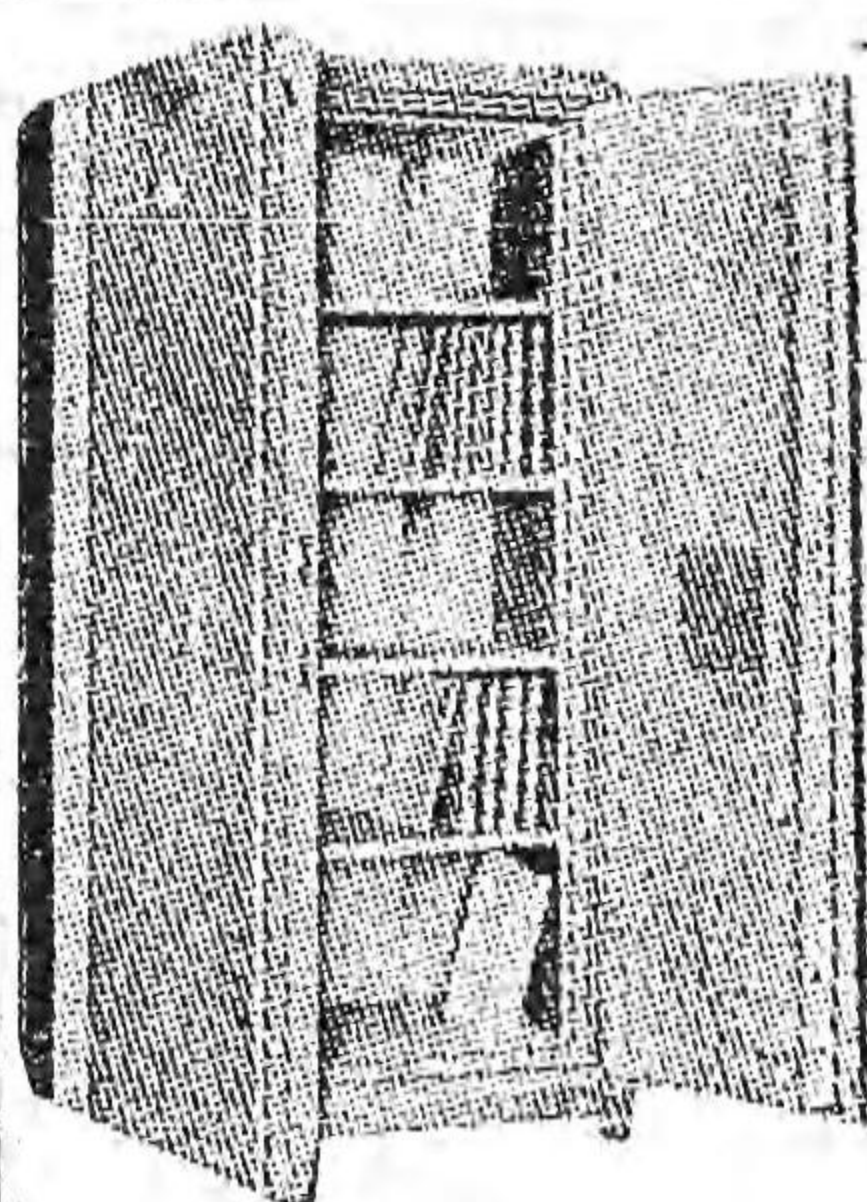
東京精鋼株式会社

白羽の矢も!

信用
歴史
技術から

東京・九段下・電停前
電話・九段(33)2651

アサヒ 徽章



カタログ進呈



庫庫庫庫
金書書金
量火鉄火
軽耐鋼防
手

後藤金庫本店

東京都中央区日本橋茅場町一丁目
電話 兜町(67)0958番

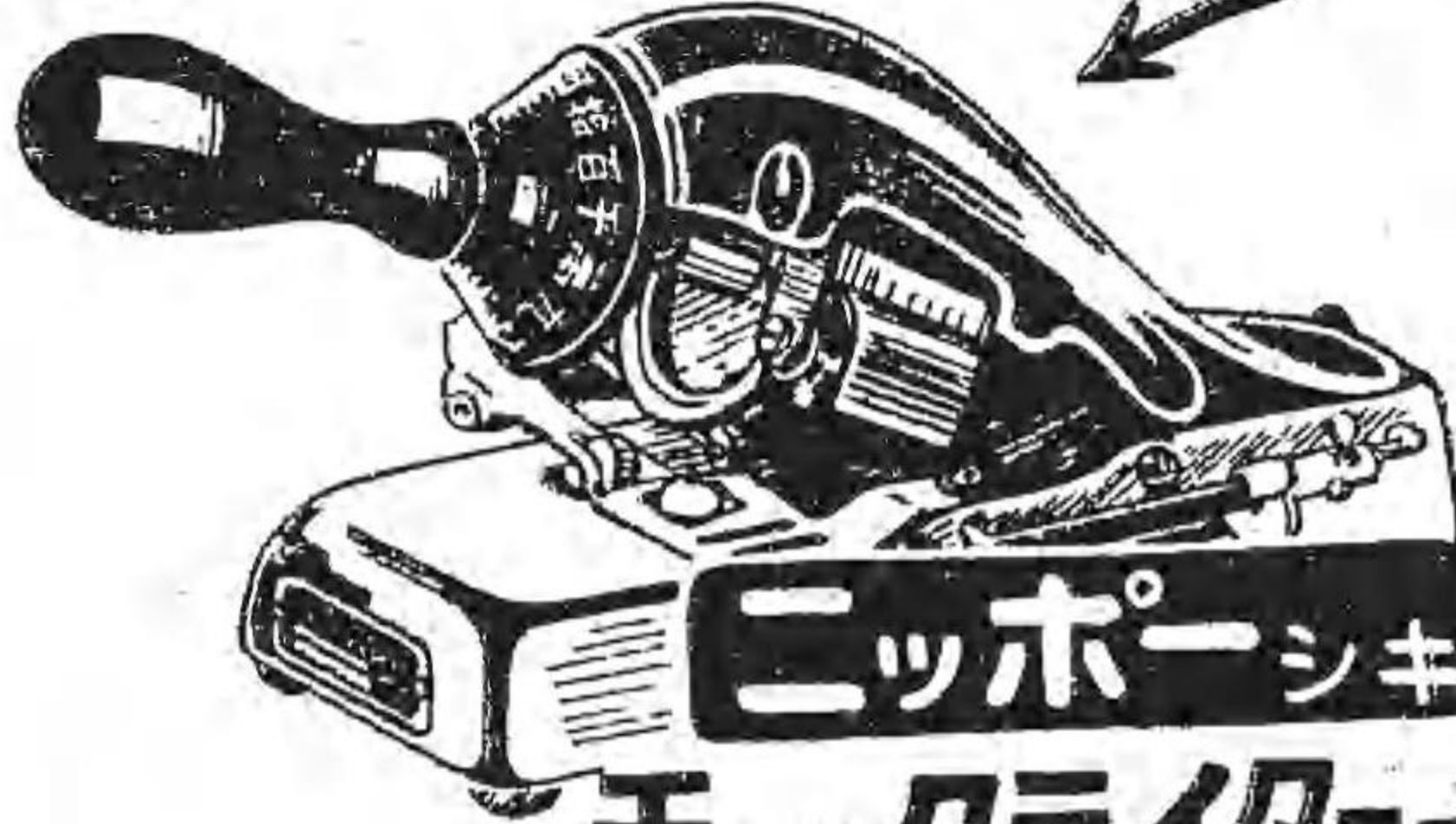


一般ルーズ式帳簿
人名簿・印鑑簿・其他
事務用紙工品 製造

株式会社 名鑑堂

東京都千代田区東神田一の一
電話 茅場町(66)4867番

Nippo 小切手は



説明書進呈

ニッポーシキ
チェックライター

改ざん、変造、偽造の防止と事務能率の増進!!
各種証券と重要書類の金額は是非本機で
一和文用と欧文用とあり 全国有名事務用機店に有
価額(諸掛別) ¥3,800 (品質絶対保証票付)
製造元(横浜市西区天神町) 日邦器械工業 K. K.

ホース 謄寫版



最高の
品位



発売元 株式会社 林商店
東京都千代田区神田三崎町1-8
電話 神田(25)2550・4365

四国 原紙

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

◎号外 十月二十二日附録会第七号二四頁

定価 一ヶ月 二百四十円 三ヶ月 六百円 半年 一千二百円 一年 二千四百円
広告料 一ヶ月 八百円 三ヶ月 二千四百円 半年 四千八百円 一年 九千六百円
但し、会社等解散、減資合併、組織変更公告一件一回 千五百円
八ポイント一行 十七字組相当 二頁四
発行所 東京都神田区市谷本町一丁目
電話 九段(33)2651
振替東京 一〇〇〇〇〇〇〇〇
印刷 行